自治基本条例の制定に向けた取り組みを始めます

民すべてが共有でき、明確に定められ きた現在、皆さんも日ごろから「まち たものはまだありません。 と思います。 つくり」という言葉をよく耳にされる と言われ いての仕組みや、 「地域のことは地域で考える時代_ 地域の活動が重要になって し、「まちづくり」に について市

◆説明責任

◆コミュニティ活動への支援

◆市政に参画する機会の保障

◆情報の積極的な提供

◆自発的な活動の支援

◆個人情報の保護

たける条例策定委員を市民の皆さん このたび市は、「自治基本条例」を 作っていた

から募集します 行政とともに一緒に考え、



◆議会の保有する

情報を市民と共有

◆議会の役割の明確化

市民事業者

◆審議会など への参画 ◆意見の提出

「市民参加」と「情報公開」

による市政運営

議案の提出

治に対する関心や議論が高まりつつ ることから、市民参画によるまちづ

くあ

◆条例·予算などの

◆条例の制定・改廃、

予算決定・決算認定の議決など

市役所

地域の素材で料理作り

自治基本条例とは?

担(市民:議会:市長)、仕組みなどをくための理念や基本的な原則、役割市民が主役のまちづくりを進めて めたものです 定分い

必要なのでしょうか 今、どうして自治基本 条例

スター で地域課題の解決に向けた取り組みが **度から自治振興会によるまちづくりが** 取り組むことができるようになること 断と責任で、地域のいろいろな課題に からのまちづくりは、市民が自らの か求められています。当市は平成23年 自治振興会活動を中心に、市民の 国と地方の役割分担が変わり、こ し、自己決定・自己責任のも 判れ

んなで担うまちづくり

定めることにしました。

民全体の合意による「条例」という形で

りのための基本的な原則や仕組みを

市議会

だくとともに、市では市民の意思を十 じ、市民の皆さんには、自治の担い手と に反映したまちづくりを行って して何を この自治基本条例の取り組みを したらい いのかを考えて

今後の取り

有事に備えてHUG研修

シックコメン 一市は、その素案を尊重し 、素案をまとめて 条例に盛り込むべき内容を叩自治基本条例策定委員会を や説明会などを実施 いただきます ながら、 検立

条例案を作成. の知らせします 条 ジ、広報チラシなどによって、外例の検討過程は、市報やホ 随時

市では、条例素案を検討していただくため 20人以内の委員からなる「甲賀市自治基本

○甲賀市の住民基本台帳に記載

されている満18歳以上の人

○自治基本条例の策定に向けて、

期/委嘱を受けた日から条例制定ま

での間(※約2年間を予定)

議/月1~2回程度、休日や夜間の開

送等で地域コミュニティ推進室へ

作文のテーマは「市民が主役のま

ちづくり」など、市民参画を進める

※応募用紙は、甲賀市ホームペー

ジからダウンロードするか、地域

コミュニティ推進室からお取り寄

■応募方法/所定の応募用紙および作文を郵

内容で800字程度。

せください。

■受付期限/6月17日(月) ※当日消印有効

積極的に参画いただける熱意

条例策定委員会」を設置します。ついては、 市民の皆さんから公募委員を募集します。

のある人

催もあり

提出

■応募資格/以下の2点

■募集人数/5人程度

一市は、広く市民の意見をお聴きす の参加・

、条例づくりに多くの人 したいと考えています



■選考方法/書類選考

65-0687 Fax 6 0 -4554

地域コミュニティ推進室

修学が 困難な方に 曾 奨学資金を ③生活保護法に基づく被保護世帯またはそれに準 奨学資 金 給

給

制度

【採用職種】①行政10名程度 ②土木若干名

いずれも平成26年4月1

日採用)

心の意思の意思らい

学資金を給付. より高等学校などへの修学が困難な方に対して奨 市では、修学の意欲がありながら、経済 しています。 の理由に

[給付の対象]

ります。 ①から③のすべてに該当する方が対象とな

る方 金、およびこれらに準ずる奨学金の貸与を受けて ①滋賀県奨学資金または日 本学生支援 機構奨学

②保護者が① 年以上引き続 の奨学金の貸与を受けるに至った日 いて市内に住所を有.

6月17日(月)~7月12日(金)

大学(大学院を除く)など

月額

] 5,

OOOE

高等学校、

特別支援学校

(高等部)など

5,000

しくは、左記までお問い合わせください 給付を受けるには、申請書の提出が必要です。

8380

問い合わせ

詳 か、職員課 人事係までお問

詳しくは市のホ

ムペ

ジをご覧いただ

じ

合わせ

の執務時間中(8時30分~

. 17時15分)

28日(金)まで

【受付期間】6月3日(月)

次試験】7月28日(日)※2次試験あり

ださい

☎65-0669

5